

2016年9月

お客さまへ重要なお知らせ

三井住友アセットマネジメント株式会社

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」改正に伴う取引時確認に関するお願い

2016年10月1日より、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」改正に伴い、金融機関等で新たに口座開設を行う場合や、お取引を行う場合には、従来の取引時確認に加え、**お客さまの、「外国の政府等において重要な地位を占める方（過去にその地位にあった方も含む）及びその家族の方（外国 PEPs※）」への該当有無を確認させていただく**ことが必要となりました。

(※) **外国 PEPs**：外国において、元首や日本の内閣総理大臣その他の国務大臣・副大臣、衆参両議院の議長・副議長、最高裁判所の裁判官、統合幕僚長・統合幕僚副長、陸・海・空の幕僚長・幕僚副長に相当する職、中央銀行の役員の職にある方など。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら、下記投信直販お客さま窓口までお気軽にお問い合わせください。

新たに弊社投信直販の口座開設を希望されるお客さまへ

新規口座開設をご希望のお客さまは、SMAM 投信直販ネット ホームページトップ画面右上の **資料請求(無料)** からご請求ください。「口座開設キット」をお客さまのご住所に郵送いたします。

なお、お客さまからご提出いただきました書類に、『「外国の政府等において重要な地位を占める方』に関するご確認』の書類が含まれていない場合には、弊社より『「外国の政府等において重要な地位を占める方』に関するご確認』の書類を郵送いたしますので、必要事項をご記入・ご捺印の上、再度、ご提出くださいますようお願い申し上げます。

(既にお手元に「口座開設キット」をお持ちのお客さまは、必要書類を郵送いたしますので、下記投信直販お客さま窓口までお問い合わせください。)

既に弊社投信直販の口座をお持ちのお客さまへ

2016年10月より、『「外国の政府等において重要な地位を占める方』に関するご確認』の書類を順次郵送いたします。お手元に届きましたら、必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

犯罪による収益の移転防止に関する法律についての詳細は
金融庁オンライン

www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/20161001.pdf

以上

<お問い合わせは>

三井住友アセットマネジメント

投信直販お客さま窓口

0120-45-1104（ようこそ、いい投資）

受付時間：営業日の午前9時～午後5時